食料・農業・農村政策審議会
食料産業部会　懇談会
議　事　録

農林水産省食料産業局企画課

食料・農業・農村政策審議会　食料産業部会　懇談会
議事次第

日　時：平成24年３月２日（金）15:00～16:55
場　所：農林水産省第２特別会議室

１．開　会

２．「食品産業の将来ビジョン」について（意見交換）

３．報告事項
（１）「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案」について
（２）「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」について

４．閉　会

○國井企画課長　それでは、定刻となりましたので、ただいまから「食料・農業・農村政策審議会食料産業部会懇談会」を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日、進行役を務めさせていただきます食料産業局企画課長の國井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員の皆様の御出席の状況でございます。新浪委員、渡辺委員、石渡委員、佐竹委員におかれましては、日程の調整がつかず、御欠席となっております。農林水産省側の出席者につきましては、お手元に配付させていただいております座席表のとおりでございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。

お手元の配付資料一覧にございますように、議事次第、委員名簿、資料１～８を配付いたしております。また、これら以外に、本日御欠席の渡辺委員からの資料を机上に配付させていただいております。

万が一、不足などがございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、恐縮ではございますが、山口部会長におかれましては、以後の司会をお願い申し上げます。

○山口部会長　山口です。よろしくお願いいたします。

皆様方、それぞれのお仕事で大変お忙しい中だと思いますが、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日、まず、昨年12月の懇談会に引き続く形でもって本年度中にとりまとめを行うことになっております「食品産業の将来ビジョン（案）」について意見交換を行います。次に、事務局で準備をいただいている何点かの報告事項がございます。

事務局、委員の皆様方、時間が限られておりますので、効率よく議事を進めたいと存じます。進行に御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、この懇談会の会議内容でありますが、公開といたします。また、皆様の御発言につきましても、議事録としてとりまとめをし、皆さんから御確認をいただいた上で、これも公開をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず初めに「食品産業の将来ビジョン（案）」について事務局から資料の説明をお願いいたします。

○池渕食品小売サービス課長　食品小売サービス課長の池渕でございます。

私の方から「食品産業の将来ビジョン（案）」につきまして御説明させていただきます。

お手元の資料１、２、３、４につきまして順次説明させていただきます。基本的には本体の１を使いまして、主に変更点を説明させていただきます。

お手元の資料２は、前回、12月の懇談会で委員の皆様からいただいた御意見でございま

す。

これをごらんいただきますと、大きく４点ほどございます。

まず１点目は「食品の安全、消費者の信頼確保」、行政の果たすべき役割ということで、情報提供だけでなく、しっかりと放射性物質への対応、風評被害対策を具体的に記述して欲しいという御指摘がございました。

HACCP、GLOBALG.A.Pの推進についても、行政の果たすべき役割として具体的に盛り込むようにと。

HACCPといったような欧州がのもともとのスタンダードに関し、日本のスタンダードがグローバルスタンダードになるように行政主導で進めるべく記述してほしいということ。

農林漁業はもともと激しい状況にあること、原発の問題等、更に今後も災害は起こり得るということで、危機感をもう少し出してもいいのではないかという御意見をいただいております。

消費者の視点もしっかりと反映すべき。

輸出促進は大変重要なテーマであるので、しっかりとビジョンの中に位置づける。

ビジョンの公表に併せて、実効性を確保するために工程表を作成してほしい。これは後ほど御説明しますが、資料４として作成しております。

資料３、「原案（平成23年３月時点での取りまとめ案）からの主な変更点」ということで、昨年12月に議論いただきましたように、見直しの基本的方向としましては、１、大震災で浮き彫りとなりました課題、その解決方向、政府全体の新たな成長戦略を受けた改訂方向等について整理する。２つ目、６次産業化の推進、ファンドの創設など、新たな政策に関連して、食品産業、そして行政が果たすべき役割等について整理をする。この大きな基本的方向に基づいて原案を修正しております。

主な点は、簡単に申しますと、今後食品産業に期待される役割ということで、２の冒頭の丸に書いてございますが、生産者と消費者との絆を強める架け橋として、農林漁業の成長産業化に参画し、バリューチェーンの形成に貢献する。そして、農林漁業とともに発展し、経済成長を牽引するということを新たに記述しています。これは冒頭に記述しております。

大震災の影響と課題では２点ございます。１つは、平時の生産性を維持しつつ、不測時に備えて複数の食料供給網を検討するなど、災害時に機能する食品のサプライチェーンを構築する必要性。２番目に、食品中の放射性物質について、基準値を超えるものは流通させないことを基本に的確な検査を実施するなど、官民を挙げて国内外の信頼を回復する必要性について新たに記述しております。

そういった現状を踏まえて、食品産業の目指すべき方向として、革新の思想を持って「イノベーション」を誘発するということで、国内市場の活性化とアジアを中心とした海外市場の開拓を「消費者」、「地域」、「グローバル」の３つの視点を組み合わせて戦略的に実施するということを記述しております。

大きな変更点の１つでございますけれども、食品産業の持続的発展に向けた共通の目標ということで、２番目の丸にございます６次産業化などの新たな施策を踏まえまして、新たな共通の目標を設定しております。後ほど御説明いたしますが、食品産業全体の規模の成長、農林漁業成長産業化の目標ということで、それぞれ６次産業化の市場規模の拡大、輸出額の拡大、新事業の創出といった点で３つの目標を立てているということでございます。

簡単に変更点を御説明します。

資料１に戻っていただきまして、私の方から説明させていただきます。

目次、構成でございますが、今、申しましたように、第２「めぐる状況変化」のところで「大震災の影響と課題」と「原子力災害と消費者の信頼回復」といったことを新たに追加しております。

第３の「食品産業の目指すべき方向」ということで、３のところに「東日本大震災と食料供給ルートの確保」ということで、震災を踏まえてなすべき基本的な方向について整理しております。併せて、１のところで、当初は３のところにございましたけれども、将来的な方向を１の「基本的な目指す方向」と併せて「望ましい構造」ということで整理させていただきます。「３つの視点」も当初は「消費者」、「グローバル」、「地域」となっておりましたけれども、６次産業化、地域の食材を活用していくという意味で「消費者」、「地域」、「グローバル」といった形で順番を変えさせていただいております。

第４の「食品産業の持続的発展に向けた共通の目標と具体的取組」ということで、今、御説明しましたように、２つの目標、１－（１）食品関連産業の全体規模にかかる目標、１－（２）農林漁業成長産業化の目標といったことを整理させていただいています。

２、食品産業事業者の重点課題、３、行政の果たすべき役割ということで、基本的な方向は同じでございますけれども、原案と変えておりませんが、冒頭で食品産業の重点課題、（１）農林水産業とともに発展するための６次産業化への参画、３、行政の果たすべき役割として、農林漁業の成長産業化に向けた取組、ファンドの創設、６次産業化の推進、輸出の促進といったことを新たに記述させていただいております。

裏でございます。

行政の役割として、（４）事業活動の環境整備を新たに追記しております。後ほど細かく説明させていただきます。（５）持続可能な資源循環型社会の構築、民間の果たすべき役割とともに、併せてこういった項目を項立てさせていただいております。

第５として「フードチェーン当事者に期待される役割・分担」。これは食品産業事業者以外の業界団体であったり、関連の異業種の事業者であったり、農林漁業者、そして消費者にどういった役割分担が期待されているのか。基本的な方向は原案と変えていないということでございます。

構成は以上のような形になっております。

１ページ、冒頭で申しました、これは当初、原案のところでは、食品産業に期待される

５つの役割を解説しておりましたけれども、もう少し危機感を持たせるという御指摘もございましたので、先ほど御説明しましたが、食品産業がこれまで果たしてきた役割、更にそういった状況の中で厳しい経済状況、国内市場の成熟といったことに加えまして、東日本大震災、それに伴う原子力災害等、かつて経験したことのない困難な状況に直面しているといったような整理にしております。

その上で、４パラ目にございますが、食や農林漁業も厳しい状況に直面しているということで、震災からの復旧・復興に最優先で取り組むとともに、官民挙げて国内外の信頼を回復する必要があるという整理をしております。

その上で、食品産業が果たすべき役割ということで、最後から３行目から２ページになりますけれども、生産者と消費者の絆を強める架け橋として、バリューチェーンの形成に貢献することが期待されており、これによって、農山漁村に成長産業を生み出し、農林水産業とともに発展することで、経済成長を牽引し、日本を元気にすることが可能となるといったような期待されることを記述させていただいています。

以上が第１の主な変更点でございます。

第２の食品産業をめぐる状況変化ということで、５ページ、ここは東日本大震災の影響と課題ということで、この震災においてライフラインとして食品産業事業者が安全な食料の安定供給といった国民生活の根幹をなす役割を担っていることが再認識されたということ、評価されているということと併せて、２パラ目以降でさまざまな課題が浮き彫りになったということでございます。これは、調達とか生産とか、各局面において、集約化等によって効率性を追求したことの反面として顕在化したということで、事業活動の持続性における課題が、今回の災害発生を契機に浮き彫りになったということで、これを踏まえまして、こうした課題をもたらした要因等を分析するとともに、平時の生産性は維持しつつ、不測時に備えて物流システム等の複数のバックアップ体制を検討するなど、災害時でも機能する食品のサプライチェーンを構築することが求められているということで、ここでリスクヘッジをすることも記述させていただいております。

６ページ、３の原子力災害と消費者の信頼回復でございます。

ここは、信頼を失ってしまった、評価を崩してしまった「日本ブランド」への信頼をどうやって回復していくかということで、３パラ目以降に書いてございます。科学的根拠に基づき、政府が一体となって、消費者からの信頼回復、国際的な信認の獲得に向けた取り組みに万全を期さなければならないとした上で、まずは、行政に求められるということで、「食品衛生法上の基準値を超える農林水産物・食品は流通させない」ことを基本に、行政は適切な検査計画の策定、検査機器の整備などによりまして、的確に検査を実施するということが１点。２点目は、基準値内の農林水産物・食品が安全であることをわかりやすく伝え、理解を促進するなど、適切に対応する必要があるという、まず、行政の役割を整理しております。その上で、また書き以降になりますけれども、行政を含め、食品産業事業者あるいはマスコミ等々も含めて、そういった食品における放射性物質の含有実態に関す

る正確でわかりやすい情報提供、これは草の根運動を含めたあらゆるレベルで情報提供に努めることでブランドの再構築に努めていくといったことを記述させていただいております。

以上が３の原子力災害と消費者の信頼回復の主な変更点でございます。

第３でございます。７ページ、こういったかつて経験したことのない困難な状況に直面して、新たな転換期を迎えているとした上で、食品産業が今後、基本的な目指すべき方向と望ましい構造ということでございます。

７ページ、１、食品産業が将来にわたって持続的に事業活動を展開していくためには、従来の生産を起点とした発想ではなく、需要サイドに立った新しい付加価値を提供することにより、国内市場の深耕とアジアの新興国等を主な対象とする海外市場の開拓を戦略的に行っていく。その際に「消費者」、「地域」、「グローバル」の３つを組み合わせて今後の戦略を明確化することが重要であるとしております。

８ページ、その際に、ＩＴ等を活用した物流等々の効率化、競争優位分野への重点化などによる選択と集中といったこと、企業統合、連携を進めていくことも必要であると書いております。

その上で、アンダーラインを引いてございますけれども、将来的な望ましい構造として、「このため、将来的には」で、①、②で、いわゆる国内外でバランスよく収益を確保するグローバル企業が育っている状態。一方で、②としまして、地域のさまざまな食材を使い、また食文化を背景として独創的な食品及び食に関するサービスを生み出す中小企業の事業活動が活性化している状態が並存していることが期待されるとしております。

次の２の３つの視座。これは基本的な方向は、原案と変えておりません。順番を変えただけです。「消費者」、「地域」、「グローバル」起点ということでございます。

９ページ、下から４行目、東日本大震災と食料供給ルートの確保ということで、震災を踏まえてどのように対応していけばいいかという方向について、基本的には、効率性追求とバランスをとりつつやっていくということでございますが、９～10ページにかけて、効率性追求とバランスをとりつつ、リスク分散を図っていくことで、まずは、事業継続計画（BCP）を策定、ないしは策定済みのところにあっては、改善をしていく。その際に、リスクを精査し直して、災害の影響度評価を行うといったこと、今回の震災における消費動向の分析を含めて、優先的に取り組むべき業務の決定など、今後、打つべき手の精度を高めていくということでございます。

更に、生産等々の体制の見直し、本社機能の分散等の補完体制づくり、調達先の多角化、在庫の配置・確保といったことも検討することが求められるとしております。更に、個々の事業者のみでは限界がある課題については、業界内またはフードチェーン内での連携を強めていくことが必要である。

10ページ、４パラ目の後段にございますが、今回の大震災の際に食品表示等の規制の弾力的運用が行われておりますが、業界内等の連携だけでは解決できない課題については、

行政が平時から不測の事態を想定して、さまざまな規制の在り方などについて検討を行っていく必要があるといったことがあります。

最後に、安全・品質管理体制を構築することで、官民挙げて信頼を回復していく必要があるということも併せて書かせていただいております。

以上が第３の主な修正点でございます。

第４でございます。ここは食品産業の持続的発展に向けた共通の目標と具体的取組ということで、11ページ、こういった今までの基本的方向を踏まえて、食品関連産業全体の共通の目標を掲げるということで、その目標を実現するために当たってのそれぞれの重点課題と対応を整理しているということでございます。

なお、上から５行目、６行目に、単に目標を設定するだけではなくて、達成状況、それぞれの事業者の取り組み、主要施策の効果等を定期的に検証して、評価を踏まえて、見直し・改善を図っていくといったこともここで記載させていただいております。

１の具体的な食品産業全体の共通の目標ということで、（１）食品関連産業の全体規模にかかる目標ということでございます。これは２つございます。国内市場では、健康・介護向け市場、朝食市場、訪日外国人市場等の潜在的な需要を掘り起こして、高付加価値商品とかサービスを購入する消費者を増やすことによって深耕を図っていくということ。海外市場では、アジアの中・高所得者層の増加、食の外部化に対応した商品の開発・販売などでアジアの需要を確実に取り込むといったことで、全体の規模の拡大を目指す。その際、農林水産業の体質が強化されて、農業が元気になることで生産額が増えることで、食品産業全体の取り扱い規模が増えていけば、全体が増えていくといったことも期待されるということでございます。

それを踏まえて、12ページ、現在、2009年度で96兆円、約100兆円ある食品関連産業全体の市場規模を2020年までに120兆円に拡大するという目標を掲げております。これは、昨年末の再生戦略で年率、名目３％、実質２％の成長をするという目標を掲げておりますので、実質２％の目標を年々達成すれば120兆円に到達するということでございます。

（２）農林漁業成長産業化の目標でございます。これは３つございます。６次産業化の市場拡大ということで、現在、約１兆円の市場を５年後に３兆円、2020年までに10兆円に拡大するのが１つでございます。２点目が輸出の拡大ということで、現在、2011年で4,500億あるものを2020年までに１兆円水準に拡大するということでございます。３点目が新事業の創出ということで、「緑と水の環境技術革命総合戦略」というものを既に実践しておりますが、新たに農林水産業を基盤として、年間6,000億、10年間、2020年までに６兆円規模の新事業を創出するということでございます。そのうち、素材分野で１兆円、医薬品分野で6,000億円などと掲げております。

こういった目標を掲げた上で、まず、食品産業事業者が何をなすべきか重点課題を整理したのが13ページの２でございます。基本的な方向は原案と変わっておりませんけれども、冒頭に先ほど申しましたように、（１）農林水産業とともに発展するための６次産業化へ

の参画ということで、今回、法案が国会に提出されておりますけれども、ファンドの支援を得つつ､農林漁業者と対等なパートナー関係として６次産業化に取り組んでいくのだと。その際に、販売ネットワークとか、マーケティング力などの事業者が要するノウハウを提供していくということでございます。

（１）の３パラ目に具体的に何をやるのかといいますと、新たな食品の開発、医療との連携による高齢者ビジネスの展開、森林等を活用したセラピーの推進、社会福祉事業や教育との連携、農業の多面的機能を活用したグリーンツーリズムの展開、観光農園の経営など、外国人の観光客を含む誘致促進による経済波及効果も重要であるといったことを具体例として記述させていただきました。

（２）イノベーションによる新たな需要・市場の開拓ということで、ここも基本的には変えておりませんが、３パラ目、また書きのところで、製造業、流通業、外食といった業種が連携してフードシステムとして、中国、インド等のアジアを中心として海外市場への展開を図るということと、信頼回復のための安全・品質管理体制を構築し、農林水産物、食品の輸出促進を図る。あるいは食文化の発信という輸出の促進に取り組むといったことも記述させていただいております。

14ページ、（３）食品の量・質両面での安定供給、基本的なラインは原案のとおりでございますが、３パラ目に「さらに」とございますが、生鮮用や加工用など用途別ニーズに適合した規格の拡充を進めるといったことで、生鮮用だけでなく、未利用資源の活用といった観点から、業務用の需要を拡大するためにこういった規格をどんどん設けていくといったことも重要であるということを追記させていただいております。

②合理的なフードチェーンの構築ということで、IT等を活用したということを追加させていただいておりますけれども、最近のスマートフォンですとか、多機能端末の普及を踏まえて、流通BMSとか情報システムのクラウド化等、特に、商品情報の統一化、ネットワーク化による一元管理の導入といったことを追記させていただいています。また、卸売市場につきましても、取引情報の一層の提供を図るということで、価格形成の透明性の向上を図り、公正な取引を推進するといったことも記述させていただいております。

③消費者への食料供給ルートの確保でございますが、ここも大震災によって浮き彫りになった課題の解決ということで、先ほど申しました食品のサプライチェーン対策に取り組むということも改めてここで記述させていただいております。

15ページ、（４）食品の安全､消費者の信頼確保の取組の充実ということでございます。この部分でも、冒頭のところで原子力災害を踏まえて、食品中の放射性物質への対応、風評被害対策に取り組むといったこと､HACCP手法の導入といったことを追記させていただいております。

（５）持続可能な資源循環型社会の構築ということでございます。ここは原案よりかなり記述を充実させていただいております。15ページ、最後のパラにございますように、いわゆるリサイクル、再生利用ということを書いておりますし、メタン発酵等によるエネル

ギー利用を推進していくといったことに加えまして、16ページ、「MOTTAINAI（モッタイナイ）」という言葉を書いてございますけれども、食品廃棄物等の発生抑制自体も進めていく必要があるということで、今後、食品リサイクル法に基づきまして、「食品廃棄物等の発生抑制の目標値」を設定することになっておりますので、これを契機に、そういった原因となるさまざまな商慣行、過剰生産、返品といったものについて関係事業者間で話し合って解消に努めていくということでございます。消費者自体の意識改革もやっていただこうということで、環境コミュニケーションということを書いておりますけれども、消費者の意識改革を食品事業者側から促していただくといったこともここで書かせていただいております。

食品産業事業者の重点課題ということで、以上が主な変更点でございます。

17ページ、行政の果たすべき役割といった部分でございます。ここも先ほど申しましたように、（１）農林漁業の成長産業化に向けた取組を追加して記述しております。①ファンドの創設、②６次産業化の推進、ここではボランタリー・プランナー等を育成して、経営の発展段階に即した個別相談等を行う体制を整備するといったことを記述させていただいております。

18ページ、③輸出の促進ということで、昨年11月にとりまとめられました戦略に基づきまして、例えば原子力災害の影響への対応など、５つの戦略の下に輸出を促進するということでございます。

③輸出の最後のパラのまた書きでございますけれども、地理的表示につきましても、ブランドイメージを向上させていく上で有効な手段ということで、その保護制度を導入するということも追記させていただいております

（２）食品の量・質両面での安定供給ということで、ここでも②消費者への食料供給ルート確保というところで、震災を踏まえた物流ネットワーク等の在り方等を検証して、サプライチェーン対策を推進するといったこともここで記述させていただいております。

19ページ、（３）食品の安全、消費者の信頼確保の取組の充実ということでございます。ここも先ほど御説明しましたように、行政として、農林水産物・食品の安全確認について基準値を超えるものは流通させないことを基本に、適切に検査を実施するといったこと、風評被害対策を含めて改めてここで記述させていただいております。

（３）の４パラ目にまた書きで２行ほど、フードチェーンにおいて、GAPやHACCP手法等の科学的根拠に基づく取り組みを推進するといったことも御指摘を踏まえて追記させていただいております。

20ページ、（４）事業活動の環境整備ということで新たに項立てしております。公正な取引という面で、冒頭に取引慣行の改善に関するガイドラインの周知徹底。４パラ目に特に食品分野における国際的な規範・基準の策定など、国際標準化作業に積極的に貢献すること。我が国の技術や基準・規格が国際標準となるように国際機関などに積極的に発信・提案することで日本の企業がより活動しやすい環境をつくり出すということでございます。

（５）持続可能な資源循環型社会の構築ということで、食品リサイクル法、容器リサイクル法に基づき、再生利用とか温室効果ガスの削減など、地球環境課題への対応をしていくということでございます。

20ページ、（６）プラットフォームの構築ということで、さまざまな業界だけでは解決できない問題をプラットフォームを構築して、さまざまな共通の課題を抽出して、標準化や、必要な技術の開発・改良、解決策を見出していくといったことを整理させていただいております。

21ページ、第５、フードチェーン当事者に期待される役割・分担ということで、基本的な方向は原案と変えておりません。ただ、冒頭の第５の４～６行目、つまり、120兆円という目標を達成するためには、食品事業者だけではなくて、特に関連異業種の事業者が食品産業の当事者として連携関係を強めて、目標実現に向けてさまざまな役割を発揮することが求められているといったことを追記させていただいております。

１、目標達成に向けての役割・分担で、業界団体のところで、一番最後のなお書きに、そういう業界にもインセンティブを与えるために、例えば資源の循環利用に先進的に取り組む企業を表彰する仕組みを設けることも有効であるといったことも追記させていただいております。

22ページ、（３）農林漁業者、これは６次産業化に食品産業事業者と対等なパートナーとして取り組んでいくといったことを書かせていただいております。

（４）消費者は、原案と変わっておりませんけれども、真ん中辺りにございますけれども、食品産業事業者等との対話を通じて、情報の真偽を判断できる能力を高めつつ、「食」に対する意識や科学的根拠に基づく理解を深めることが期待されているといったことを記述しております。

23ページ、２、強固な事業基盤の確立と連携の強化ということで、（１）事業基盤の強化のところで、震災は、非常に大きなインパクトを与えているということでございますけれども、もともと食品産業を取り巻く厳しい状況は震災後も変化していないといったことで、いわゆる新たな転換期を迎えて、革新の思想を持ってイノベーションを誘発して、新たな付加価値を創出する。特にグローバル化を進める上では、競争優位分野への重点化、選択と集中を意識的に行うことが重要である。場合によっては、企業の合併・買収、業態を超えた再編といったことも選択肢に入れて、スピード感を持ってやっていく必要があるといったことを書いております。

23～24ページ、（２）関係者間の連携から協働へということで、ここも先ほど行政の果たすべき役割で申しましたけれども、プラットフォームの構築によってさまざまな課題を一緒になって解決していく。24ページでは、フードコミュニケーションプロジェクトとか、アジアン・フード・コミュニティ、産業連携ネットワークといった農水省が関与する枠組みの紹介で、こういったところでも我が国の規格・基準の国際標準化などを進めていく必要があるのではないかということを書いております。

長くなりましたが、資料１の主な修正点は以上でございます。

資料４、工程表を作成すべきであるという御指摘を踏まえて、今、申しました行政、事業者の取り組みをビジョンに書かれてあることをそれぞれの項目ごとに、当面５年間を重点期間として何をなすべきかということを書いているといったことでございます。緑が事業者の取り組み、赤枠が行政の取り組みでございます。

例えば東日本大震災への対応ですと、行政の取り組みでは、2012年度には、食品のサプライチェーンの課題と対策の検討、消費動向・供給不足の要因分析をした上で、災害時にも機能する食品のサプライチェーンを構築すると書いています。農林漁業成長産業化では、ファンドを創設して、2012年度の後半から具体的な案件形成とかハンズオン支援を行っていくといったこと。輸出の促進、イノベーションのところでは、製造、流通、外食とか、ビジョンに書いてあることをブレークダウンして、それぞれの業態が何をなすべきかを当初の２年半、後半の２年半で何をやっていくかを書いているということでございます。

２枚目も食品の量・質両面での安定供給、消費者の信頼確保の取組の充実、持続可能な資源循環型社会の構築ということで、今、御説明したことをそれぞれ項目立てして整理してございます。

大変早口になってしまいましたが、私の説明は以上でございます。

○山口部会長　ありがとうございました。

前回、皆様方からいただいた御指摘あるいは御意見が相当に盛り込まれた今の説明になっているかと思います。これを踏まえまして、皆様方からただいまから御質問なり御意見を頂戴したいと思います。全員の方がお話をされると、１人平均２分ぐらいのイメージになりますので、その辺を目途にしながら発言をしていただければと思います。

どなたからでもどうぞ。

どうぞ。

○西辻委員　手短に２点です。

１点目が、今回修正いただいた部分で、主な加筆修正点です。食品産業に期待される役割のところで、農林漁業の成長産業化に参画し、バリューチェーンの形成に貢献すると追記いただいているのですが、恐らくこのバリューチェーンという言葉は、農作物を生産してからお客様の口に入るまでというイメージがあると思うのですが、今回、食品リサイクル法の関係もあって、静脈産業的な部分、循環する部分も含めてという意味も入っていると思いますので、バリューチェーンの前に、例えば資源のリサイクルの部分からスタートするとか、素材の部分から入るというテイストが入れられると、たぶん意識もちょっと変わってくるのではないかと思います。

２点目ですが、資料11ページ目のところで、2020年までの目標数値としてとあるのですが、やはりこれを見る人たちも気にするところが、TPPが始まるとどうするんだという話が出てくると思うので、何かもし入れられるのであれば、それの動向によって一旦検討をするとか、そういったものが入っていると非常に理解されやすいのではないかなと思います。

この２点です。

○山口部会長　１点目は、バリューチェーン、チェーンというと１つの直線にイメージしますけれども、御指摘の部分は、当然、サイクルという考え方を入れるべきだろうと。それは御指摘のとおりだと思います。

２点目、TPPに言及されましたけれども、TPPに限らず、国際的な経済連携、二国間、その他、あらゆるものがあるわけで、そういうことを念頭に置いたときにどういう目標の書き方がいいか。その様子を入れるべきだという御指摘だと思います。

他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○大野委員　この部会で示されました「食品産業の将来ビジョン（案）」の起草委員の方を始め、関係者の努力につきましては、よくまとめられているということで、感謝いたしております。その中で、せっかくの機会ですので、気付いた点を幾つかお話させていただきたいと思います。

１つは、その役割と課題のところで工程表をこの前から示されております。その中で、行政の役割と民間の主体性という形の中で整理はされておりますが、ビジョンに即して具体的な行動に移っていく場合、工程表にありますように、分野ごとに取り組みの計画がまとめられておりますので、その中で主体間の連携とか、果すべき役割、協力の仕組みあるいはステップ毎に、そういう面を誰が中心にやるのか。役割分担を具体的にできればお願いしたい。また、分野ごとに行動計画が定められておりますが、更に突っ込んで、審議会、部会の中で検討して作成してみてはどうかと、御検討いただければと考えております。

もう一つ、私どもは卸売業者でございますので、食品産業のパートナーとなり得るフードチェーンの当事者でございます。そういう中で、食品産業、農林水産業は車の両輪と私どもは十分理解しております。そういう中で、私どもは流通の方では積極的に貢献できる車軸の役割を果たせるのではないか。流通分野を脇役のような形でとらえられたようですが、具体的に取り組む中で、主体的なパートナーとして果たし得る役割を今後も私どもは明確にしていきたいと、是非その辺を部会の委員としての役割からも、盛り込んでいただければ助かると思います。それが叶わなくとも、私どもも果たし得る役割を明確にして果たしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○山口部会長　ありがとうございます。

２点だと思います。

１点目の工程表の問題は、主として、今、誰がという、要するに主体を明確にしろという御指摘だったと思います。後で事務局からも御紹介がありますけれども、欠席されている渡辺委員がやはり工程表のもう少し一歩踏み込んだものが欲しいということを書いておりました。私もややそういう感じはちょっとしているんです。いずれにしても、工程表を今一歩、具体化に向けた整理がどうできるかを、主体者も含めてこれをどう完成させるかという問題指摘だろうと思います。

２点目の流通も食品産業全体の中で極めて大きい役割というのは勿論御指摘のとおりでありまして、この間の３月11日のことを考えると間違いなく、物流が切れただけで物があっても何もできないということになるわけで、そういう意味で、その部分の記述なり、役割を明確化するという御指摘も誠にそのとおりだと思います。

事務局、そういうことでよろしいですね。

○池渕食品小売サービス課長　はい。

○山口部会長　ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○青山委員　120兆円という目標について感じたことをお話します。

今回、こういった具体的な数字が出たということは、目標がはっきりしたということではあると思うのですが、人口も減っている中で、目標の達成はとても難しいと思うのです。20年までに20兆円というと、１年に割りますと、２兆円以上の目標になるわけで、本当にこれが実現可能なのかと。それでもやるのだということでしたら、ビジョン、工程表の中に役割分担を明確化するとともに、もう少しブレークダウンして、何年までに何兆円というそこまで持っていかないと、絵にかいたもちになってしまうのではないかと思います。その辺りのことを少し深掘りする必要があると感じました。

以上です。

○山口部会長　ありがとうございます。

120兆円のある程度の根拠を示せということだと思いますけれども、事務局いかがですか。

○池渕食品小売サービス課長　ありがとうございます。

先ほど御説明したように、年率、実質２％の成長を遂げていくということでございますので、そのためには何をするかということで、食品産業事業者以外の方、高齢福祉をやっている方、ITをやっている方、医療に携わる方、そういったさまざまな業界の方も一緒に取り入れてやっていくことをこれからやっていかなければいけないと思っております。あとは、海外に展開していく上で輸出の促進とか、そういったことも促進していかなければならないと思いますので、工程表に具体的に数値をもう少し途中の期間も含めてということはちょっと検討させていただきます。

○山口部会長　では、局長、お願いします。

○針原食料産業局長　120兆円を書くかどうかは私も、どこかから飛び降りる気持ちで書いているわけです。

ただ、去年、食と農の再生について政府全体で検討した際に、私も官房でとりまとめをやっていたのですが、その途中で経済産業省が修文を書いてきたのです。農林漁業こそこれからの成長の基盤であると。ここを頑張ってもらわなければいけないのだというのが彼らの素敵な修文だったと思うのです。

その中の議論もこれからいろいろな産業のセグメントがあるのですが、日本の成長を支えるのは何なのだろうと。しかも、日本の総売上が800兆円ぐらいあるんです。GDPが500

兆円。100兆円というのは、800兆円の中の最大のパーツです。自動車よりも鉄鋼よりもずっと大きいのです。そういうところが頑張ってもらわないと困るのではないかということで、農林漁業こそ成長の基盤であると、そういうことで農水省頑張ってくださいと。そういうところから、この100兆円をどうするかという議論になっているのです。

確かに今までの農林漁業あるいは農水省の全体の施策の組み立て方、要は10兆円のところに補助金とか融資をやるというやり方で100兆円を伸ばすのは難しいかもしれませんけれども、それは根本から変えていく必要があるのではないか。

そういうことで、新しい局をつくったので、私もどこかから飛び降りる気持ちで、部下も書くと言っておりますので書かせていただきたい。その際にファンドの組成、位置づけですが、200億円のファンドで大体6,000億円ぐらいの売り上げを上げられる効果があると思うのですが、これが例えば10倍ですと６兆円になる。それが10兆円につながっていくわけですけれども、それも含めて、何年までにどのぐらいにして、2020年にというのはちょっと研究したいと思います。

○山口部会長　ありがとうございました。

局長御自身から御説明をちょうだいしました。

さっきの話で、年率２％という数字は確かにこの中に出ているわけですが、今度は加えて例えば分野別なり施策別なり、そういうもので、それは手前で易しくできるやつと後ろの方でないと難しくてできないやつとあると思いますが、そういう要素で分けたときにこの数字にどうつながるかという辺りを、それこそ更に詳しく書くというのは、さっきの舞台からもう一段飛び降りる話になると思いますので、工程表の中にどういう要素、表現で盛り込むかを御検討いただくということではないかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○柴田委員　よろしくお願いします。

今の数字ですけれども、現在の食品関連産業の市場規模が95.7兆、2020年で120兆。この差額です。このうち食品産業で100兆円。120兆と100兆の間、20兆の部分は、食品関連産業の定義が農漁業ということなので、農漁業の市場規模が20兆という理解でよろしいのでしょうか。今、多分、農漁業で市場規模が10兆円もないと思うのです。そうなりますと、ここの部分、10兆が20兆になるとかなり大きな数字になっているという気がするのですが。

○山口部会長　今のは完全に御質問だと思います。97兆なり120兆の内訳といいましょうか、１次産業の農業以外も含めて、解説をお願いします。

○池渕食品小売サービス課長　95兆、約96兆円でございますけれども、そのうち食品産業で80兆円、農漁業で11兆円、資材供給産業とか関連投資を併せますと約５兆円でございまして、これを2020年までに単純にそれぞれに２％を掛けますと、食品産業が99兆円、約100兆円でございます。農漁業は14兆円になるという計算になります。残ったもので６兆円ですので、大半は食品産業を増やしていくという部分になるということでございます。

ですから、これは産業連関などでもよく言われますけれども、農業でやっているものが最終消費でかなり増えていくという、今、10兆円から74兆円というものがございますので、付加価値がどんどん付いていくということでございますので、食品産業の増える部分が大きくなるということではないかと考えております。

○山口部会長　どうぞ。追加質問ですね。

○柴田委員　追加質問というか、ちょっと理解しました。ここまで大胆に数字が入るならば、今の部分も入れておいていただければわかりやすい、目標としてはっきりするのかなということであります。

全体の印象として、私は非常に好感を持てたというか、農業資源、地域資源を遊ばせずにフルに活用していこうという思想が見えるということであります。非常に重要な点かと思うのです。

もう一つ、そういう中でいきますと、いわゆる６次産業化なり、連携の話も書いてあるのですが、ここで産業クラスターという言葉があえてないのですが、例えば北海道などを見ると、産業集積という意識を持って食品産業と生産、流通を含めまして、かなり意識も出ていると思うのですが、こういった取り組みを積極的につくり上げていくというところはどこかに入らないものかなと思っているのですが。

○山口部会長　１点目の資源活用の部分は原案をお褒めいただいたのだと思いますが、２点目の産業クラスター関係はいかがですか。

○池渕食品小売サービス課長　御指摘を踏まえて、どのような書き方ができるのか工夫させていただきたいと思っています。クラスターという言葉を最近余り使っていないところもあって、済みません。ちょっとどういう書き方を、集積という意味で、房ということも踏まえて検討させていただきます。

○柴田委員　平面的に全体でつながって連携しているイメージは受けるのですけれども、これが立体的に累積的に発展していくというイメージが出ればいいと思います。言葉にはこだわらないのですが。

○池渕食品小売サービス課長　御指摘を踏まえて検討させていただきます。

○山口部会長　恐らく６次産業化という言葉自体に非常にそういう要素が含まれていると思うのです。つまり、今まで１次産業は１次産業として考えた。しかし、そうではなくて、２次産業なり、場合によっては３次産業まで含めて、そうすると水平ではなくて垂直型の産業構造の考え方になりますけれども、そのことにかなり入っている気がしますが、それをもう少し膨らませて、わかりやすく書くということですね。

○柴田委員　そうですね。そのイメージが。

○山口部会長　わかりました。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○古谷委員　全体的には本当に現状を踏まえて、意欲的な取り組みがまとめられていると

いう印象を持ちました。

私の方からは２点、特に東日本大震災の影響と課題のところで官民を挙げて国内外の信頼を回復するという観点に関して２点申し上げたいと思います。

１点目ですが、特に国にお願いをしたいと思いますのは、こういう状況で事業者は消費者の信頼を確保するためにかなり過大なコストをかけて取り組んでおられるのですけれども、現状なかなか消費者の信頼というところまではいかないのがあるのではないか。

ただ、それは根本に、国に対する不信があって、そこが解決していないから結果的にそれがうまくいっていないように見受けられますので、この文自体に修文を希望するものではありませんが、実際のビジョンを執行するに当たっては、是非国は官民を挙げてという、むしろ官の方が主体的に信頼確保に取り組んでいただきたいと思っております。

官民と言ったときの民ですけれども、全体の文章を読んで民をどういうイメージで想定されているかというと、恐らく事業者だと思うのですが、場合によって、例えば大震災の影響に関しては、民というのはむしろ研究機関であったり、あるいは消費者団体であったり、多様な民の連携、協働がなければ解決していかない問題だと思いますので、適宜、その辺りを書き加えていただければと思っております。

○山口部会長　１点目は官と言っても、特に国に対してムチが当たった感じですが、何か補足等ありますか。

○池渕食品小売サービス課長　これは４月から新しい基準値が施行される予定になって、今、準備が進められておりますけれども、それを契機に、今、いろいろと消費・安全局とも連携をして、リスクコミュニケーションということで、新基準値の考え方とかどういうことで設定されているか、既に自然界にある放射能のことですとか、ゼロリスクを求める方もいますけれども、それはなかなか現実的でないということとか、そういった放射能物質に関する情報も含めて、今、業界団体を含めて説明をしておりますので、そういったことを引き続きやっていきたいと思っておりますし、基準値内は安全であるということをこれからも、どのように工夫してうまく情報提供できるか、わかりやすく伝えて、理解していただくかに観点を置いていろいろとやっていきたいと考えております。

○山口部会長　藤田さん、どうぞ。

○藤田委員　日本ブランドが落ち込んでいるというか、信用が落ちているという中で、原子力の意向、これは行政にお願いを含めてですけれども、２つほどあります。

まず、観光客が減ってきたということは皆さん御存じだと思うのです。今まで、海外からの研修生がスムーズに、関東地方を含めて、多数、海外から入ってきているのです。福島原子力事故以降、彼らが帰ってしまった後に、生産現場では、今の国への不信もあり、まだまだ回復しないというところがあります。大手飲料メーカーさん含め、トマトメーカーさんですけれども、トマトを栽培している農家の６割ぐらいの方のところに若い人たち、研修生が入ってきているという実態もあるんです。ですから、日本ブランドの回復の中の一環として、今後の若い、力になる方たちへ農業経営に対するサポートをお願いできれば

と思っています。

もう一点、プランナーです。これはプランナーを事業体が、自ら選べる仕組みができないのかなというところも考えていただければと思っているところがあるのです。

ファンドについて、今日の資料にはないのですけれども、50：50、イコールで、農家の事業体の方が多いということがありまして、場合によっては、企業の方からのノウハウ、販路を供給される関係の中で、50：50あるいは農林事業体の方がシェアの多いファンドの割合で、本当にいい仕事がこれからできていくのか、疑問があり、その辺をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○山口部会長　１点目の外国人労働者なり研修者が帰ってしまった、その引き戻しの問題は国全体として、食品産業に限らずやるべきことだろうと思います。

２点目、３点目はファンドとプランナーに関する御質問ですが、これは比較的、皆さんに共通している新施策に対することをもうちょっと聞きたいということだと思いますので、少し解説していただけますか。ファンドとボランティアプランナーですね。

○針原食料産業局長　プランナーは、いろいろな御専門の先生がなられていて、基本は、８割をリスニング、２割は意見表明という、普通のコンサルティングの基本をきちんと守ってくださいと。８割しゃべってしまうと、偉い先生が来て、何か偉いんだけれどもということになるので。今、おっしゃったのは、事業体、農家の方がこういう先生に来てほしいということを選べるようにして欲しいということだろうと思うのです。きちんと運営している県はやりとりをして､他の人に行ってもらうとかいろいろやっているようですから、来年から事業の方式も変わって、人件費の補助から事業費補助、サポートセンターへの事業費助成という形でやりますので、柔軟にその辺はできるようにしたいと思います。

ファンドの50％、１次産業者が資本支配50％という要件。これは確かにそれをやった場合に実際の案件形成のときにそこまで集まるのだろうかとか、流通商業資本とのバランスで、１次産業がそれだけ出せるのだろうかという疑問がよく呈されます。そこは施設などを現物出資して、運用で柔軟化するとか、劣後ローンを絡めてどのような出資比率にするかという会社組成の柔軟性を確保するとか、まさに会社を１つつくる作業ですし、いろいろなやり方があると思いますので、１件１件大事にそこは相談に乗っていきたいと思います。

○山口部会長　ありがとうございます。

まだ御発言のない方は後段にも時間をとりますので、御懸念がないようにして欲しいのですが。

中間ですが、先ほど冒頭に事務局から話のありました渡辺委員からの意見が手元にあると思いますので、それを事務局から報告していただき、その後、更にほかの方から御発言をいただきます。

○國井企画課長　それでは、私の方から渡辺委員の意見書について読み上げをさせていた

だきたいと思います。

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会　意見書

2012．3．2

渡辺捷昭

「食品産業の将来ビジョン（案）」につきまして、以下のとおり意見を述べさせていただきたい。

（一）今回のビジョン案は、これまでの議論を踏まえ、課題や食品産業・行政の果たすべき役割など、具体的に書き込まれていると思う。

（二）ビジョンの最終案に向けてご検討いただきたい点。

①今回の工程表案について。

最終案までに、さらにきめ細やかな中間目標設定と施策のブレイクダウンを行い、年度ごとにPDCAが回せるようなものにしていただきたい。

②農業・食品産業をさらに大きな成長産業に導くためには、開発から生産、販売まで一連でとらえ、農業者と経済界が一緒になって成功モデルを作り上げることが重要。それらを、例示的なモデルとしてビジョンに書き込むことで、ビジョンを読む人がイメージをつかみやすくなると思う。

例えば、開発で言えば、収量を大幅に増やす品種を開発する。生産面では、農機具の共同利用や水田管理の共同化をやっていく。もしその過程で障害となる規制や慣行があるとすれば思い切って撤廃することも必要である。

また、マーケティングで言えば、お粥や炊き込みご飯など、今後増加する高齢者向けの新市場を開拓したり、日本のブランド力を活かし海外市場を開拓していく。そういう例示をしていただけると良いと思う。

以上

以上でございます。

○山口部会長　１点目は先ほどのやりとりの中で工程表のお話は既に触れたと思います。２点目は、より伝えやすい例示を含めた表現ができるかどうかという指摘だと思います。

それでは、他の方で御意見のある方、どうぞ。

○大塚委員　ビジョン行政は不要との声もありますが、このビジョンは、今までのものとは異なり、極めて細かく具体的に表現されており、非常に良くできたものと考えます。ただ、課題解決は非常に大きなものですので、全てをビジョンの中に入れ込むのか、このレベルでフィックスし、次の段階と言ったらいいでしょうか、展開するにあたりブレークダウンしたある組織、あるいはその方向感を持って様々な利害関係者に働きかけるのか、この辺が大事なところであると思います。

小売りサイドから見たときに、流通部門の中での卸業と小売業の役割分担に関してのア

イデアはたくさん出てくるのですが、全体を俯瞰して見たときのバランス感と言ったらいいですか、その辺の調整を今後どうしていくのか。つまり、「何に取り組むのか」は極めてよくわかったのですが、「どのように展開するかの」、どのようにという部分に関しての利害関係者での優先順位を付ける役割ということを考慮いただきたいと思うわけです。

例えば緊急の課題としても、放射性物質の問題があります。新たな基準が導入されるわけですが、企業によっては、国が定めた基準値を下回る数値を設定して販売するというPR活動が始まり出しております。このことは小売企業には良いことなのでしょうが、生産サイドからいったら、国が決めた基準をクリアしているにもかかわらず、売場に並べてもらえない、あるいは返品されるということも懸念されるわけでございます。

安全と安心という部分におきましては、安全というのは、農林水産省が担保すればいいことでしょうし、安心というのは消費者庁が消費者に、国民にもっともっと近づくことで実現するという役割分担をして指導することが大事になってくるのではないかと思います。

また、緊急時対策が盛り込まれました。このことは大変大事なことですが、いざ何かが起きたときに、先ず何をするかという行動マニュアルを早急につくり上げる必要があるのではないか。例えば、火災時に消防に連絡し消火活動をすることは大事で、良くわかるのですが、それよりもっと大事なのは、初期消火をするということだと思うのです。緊急時に初期始動として、国は何を、業界はどんなことを、企業はどう行動するかを決めておく。これに、消費者、国民は何を備えて置き、どんな対応をするのかを徹底することこそ一番大事な気がいたします。元に戻りますけれども、ビジョンとしてこれで一度フィックスし、その上で内容を展開する組織なり、会議体なりをお考えいただけたらと思います。

以上です。

○山口部会長　全体としてよくでき上がったビジョンをもう一歩ずつ具体化していく。これはこれから具体的な施策に下していくときに、それをやる人たちがそういうイメージでもってこれを体現化しながら個別論を具体的につくっていくことが非常に大事だと、そこにつながるビジョン表現をどうしていくかがここでの１つの裁量かと思います。先ほどの工程表などの話などはまさにそこにつながる１つの御意見だったと思います。

万一の場合の行動基準という点は、先ほど例えば行政でないとできないこと、表示基準の柔軟性などが例として挙がっていましたけれども、あの種のことを網羅的にやっておくことが必要で、あの部分の記述はそういうことを意味しているだろうと思います。民の方は、最終的には自分が生き残るために必死でその具体論は考えるはずでありまして、それの蓄積がそういうことにつながっていくだろうと思いますが。あえてこういう場でやる必要があるとすれば、みんなが同じようなことを考えるのではなくて、それを共有化できる場が準備されて、そこでやりとりするとすごく個別のプレーヤーも効率的に準備できることはあるかもしれないと思うのです。その辺は是非お考えをいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○三村委員　大変よくできたビジョンだと思いますし、新しい考えが盛り込まれていることについて大変評価をいたします。そのことを踏まえて２点だけ、これはあくまで意見でございますので、文章を変えていただく必要はございません。

先ほどの渡辺委員の考えと私も同じですけれども、キーワードとして、国家的マーケティングという言葉と、ジャパンブランドというブランドという言葉が非常に重要な要素であることが見えてまいりました。18ページに、地理的表示において、そのブランドイメージを向上させ、保護制度をという形で書いていただいておりますし、これをこれから取り組んでいただくということで、お願いできると思うのですが、かなりこれを急いでやっていただく必要があると思います。

私は、日本の食品あるいは農産物を含めて国際競争力は十分あると思うのですけれども、そのための制度的基盤を急いで整備していく必要があると思いますし、これこそ国のリーダーシップでやっていただきたいと思いますので、工程表の中でより重点課題というものをいろいろな形で選んでいただいて、それを進めていただくことをお願いしたいと思います。

もう一つ、実はこのビジョンは今後の発展の可能性もあるなと思いましたので、この点だけ指摘したいと思ったのですが、この中で、20ページ以降、協働の枠組み、プラットフォームの構築という言葉が出てまいりました。最後に関係者の連携から協働へという言葉で、これは大変重要な言葉だと思います。先ほど山口部会長からも共通の場があると非常に大事だということもおっしゃっていただいたのですが、恐らくそれがプラットフォームかもしれない。そうすると、プラットフォームという言葉で、比較的、具体的なものを提示されているのですが、ちょっと限られたところだけが出てきている。そうではなくて、国の役割はプラットフォームを基本的に整備していくのだということに恐らく今後なると思いますので、協働、プラットフォームという言葉を今後、大事に政策の中で使っていただくということをできればお願いしたいということでございます。

以上です。

○山口部会長　１点目の国家マーケティングというか、日本ブランドの話は、例としてさっきの地理的なブランドの話がありましたけれども、急げというのは、本当にそう思います。中国はあれだけ具体論でもって我々のブランドを侵食している部分もありますので、これは国が率先して急ぐ必要があると思います。

２点目の関係者とのプラットフォームという言葉をもう少し、全体の施策の中でこの考え方を広げながら入れ込んでいく。その音頭取りを行政にしてほしいという趣旨でよろしいですね。

どうぞ。

○根本委員　初めの方での青山委員の御懸念はこの報告書を読んだときに非常に多くの人が抱く可能性がある。そこに対して局長が抑えられたところをもうちょっと書いておかれたらどうかという気がするのです。最大の産業セクターとしてやらなければいけないのだ

というところが、例えば最初の方の部分の位置づけみたいなところに、いろいろな期待はあるのだけれども、それと同時に、この国が成長していくためにはこの産業はやらなければいけない。そういうミッションをこの産業が負っていますよ、だから、頑張りましょうといったトーンを入れておかないとなかなか大きな目標が読めないですね。100点をとるのも難しいところ120点をとりましょうということなので、飛び降りられたかもしれませんけれども、非常に大きな飛躍をしましょうということですから、その飛躍のスプリングボードになるようなものをちゃんとつくっておく必要があるだろうと考えるわけであります。

本編の12ページ、柴田委員から御指摘があった点、最初の方の現状とか目標が非常にわかりにくいですね。食品関連産業、目標のところは主語がなくて120兆円となっていますので、この辺を一般の人にもわかりやすい書き方をした方がいいのではないかと思います。

もう一つ、資料４で大きなジャンプ、大きな飛躍をするときの姿をなるべく美しく、わかりやすくしておくことが必要だろうという視点からですが、資料４の１枚目の一番右側のところを見てもよくわからないんです。120兆という数字があって、そのうち10兆で2015年までが３兆、ここはどう足していくと増分の20兆になるのか、120兆になるのかといった構図がきれいにわからないと、この時点で読者がギブアップしてしまう可能性があるということであります。高い目標を置くことは、それはそれでいいといたしまして、そのジャンプの仕方が、こうやっていくのだよということが一般の人々にわかりやすい形を考慮されたらいいのではないかと思いました。

○山口部会長　１点目の食品産業のミッションについて到達できたらこういう素晴らしさだという表現をという話ですが。私は局長から直接いろいろなことをお聞きした場面でそれを感じたのです。ですから、それがしっかりこういう中にも反映されれば、多分、御趣旨に合う感じになるかと思います。

120兆円なり、それの伝え方の部分ですが、確かに文章で読んでいるとなかなかわかりにくい側面もあるので、文章と同時に図面なり、図示するなり、グラフなり、そういうもので、一目でわかる表現の工夫があればより広く理解していただけることはあるかと思います。工夫をお願いしたいと思います。

○池渕食品小売サービス課長　はい。

○山口部会長　ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○山根委員　消費者の立場から２点お話したいのですが、１点は放射性物質のことで、基準値以内の食品が安全であることをわかりやすく伝え、理解を促進するなどとあるわけですけれども、基準値以内であれば安全であるという伝え方が本当にいいのかどうかというのはやや疑問に思っています。基準値以内でも心配だとかそういうことを言っているのではなくて、なかなか難しいのですが、明確に数値で丸以上だったら安全、丸以下だったら危険という情報の伝え方になると余り望ましくないのかなと思っております。リスクは本来、明確にラインで上下で決めることではないということを消費者でもわかるように伝え

ていただければと思います。ここの書きぶりをどうすればいいかというのは、今は提案はできませんけれども、その辺はやや疑問を持っているということをお伝えしたいと思いました。

この中で言うと、消費者の役割のようなところで、22ページ、消費者のところで消費者も食に関する知識や経験を豊かにしてと、これは本当にそうだと思います。真ん中辺りに自発的な情報収集、工場見学とか対話を通じて情報の真偽を判断できる能力を等々があるわけですけれども、この情報ということに関して言わせていただきますと、事業者による適切な情報提供とか表示はとても大事だと思っております。それに基づいて選択したり判断をするので、誤認を与える表示がないことが大前提となると思っています。その辺りはどこか記述があるのかなと今、はっきり見つけられないのですけれども、例えば特定の産地を強調するものであるとか、いわゆる一部の健康食品などに望ましくない広告表示などがありますので、そういったものが誤った食生活であるとか、偏った判断とかにつながることも多い現状があるので、そのこともどこかに何かあればなと思いました。

以上です。

○山口部会長　ありがとうございます。

１点目の放射性物質の基準値の正確さをきちんと消費者の隅々まで伝えていくという努力は随分始まったと思うのですけれども、難しい性格を持っているので、これをできるだけわかりやすい形で回を重ね、場を重ねていくことが大事だと思いますが、わかりやすさと工夫をどこまでできるか御検討いただきたいと思います。

さっき流通の方からもお話が出ましたけれども、放射性物質に限らないのですが、ある基準値なり数値が国として科学的根拠に則って決まった場合に、それを国民全体で守ることが勿論非常に大事で、それが大前提でありますが、放射性物質の場合には、今のお話にもあったとおり、ゼロということはあり得なくて、少なければ少ないほどベターな方向は勿論あるのですが。しかし、相当の安全幅を見込んで国がこれこそ国民のために間違いないレベルだという設定をしたら、そこの下を、さっき流通の方がおっしゃっていた提示が始まる、それの競争を始めてしまうことになると科学的根拠に裏付けられた国の基準値がいつの間にか影が薄れていくわけでありまして。そういう意味で、基準値をしっかりわかりやすく伝えるということと、基準値はそういう性格のもだということをセットで伝えることが非常に大事だと思うのです。そうでないと、無駄な競争になってしまったり、放射能の問題だけ考えていればそれでいいのですけれども、片方で、より低い方がいいんですけれども、片方でコストの問題とか食資源、日本人全体として確保できるかとか、そういうことと全部を絡めて考えなければいけないわけで、その上で国として絶対これなら日本国民を守れるという数値を出していただく必要がある。それはその下を、自分だけ潜っていい顔をするという姿勢は外していかなければいけないのではないかと思うのです。それがさっき流通の方が言われたポイントだったと理解しました。

消費者の問題について、表示について誤認がないようにするのは勿論ですけれども、偏

った判断が起きないようにするというのは、これまた、これにかかわる人間がみんなそれをやる必要があって、製品をつくる人間は勿論正確にきちんとそれをなるべく伝えやすくする必要がありますし、消費者はそれをしっかり読むように勉強していただく必要があります。それを伝えるマスメディアは大きいと思いますが、何かが健康にいいというと、そこだけ取り上げて、翌日その物が在庫切れになっているなどという現象が、おかしなことがおきますけれども、そういう意味では、そういう情報伝達をする役目の方がしっかりとその役目を果たしていただく。そのことだけを伝えるのではなくて、総合的に日本国民がしっかり総合値を備えられる伝え方をしてもらうことが非常に大事ではないかと思っております。

事務局は何かありますか。いや、そういうことではないといったあれが。

○池渕食品小売サービス課長　いいえ。

○山口部会長　ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○藤田委員　バイオマスを含めての話ですけれども、耕作放棄地が非常に増えていますね。資料８に所有権移転等促進計画とあるのです。農業用地を所有者が使っている場合と利用している人の生産農家さん、それと放棄地があるといった場合に、大規模化しようという生産農家が農地を、利用権はあるにしても、所有権ではないということで、状況によっては簡単に土地をもう一回所有者に戻してもらいたいとかという話が多々あるのです。そういった場合、所有権と利用権の設定を多少、なかなか難しいと思うのですけれども、農業委員会とかそういった中できちんと、若い生産農家さんが大規模化する中で、土地は買えないけれども、借地として使って利用するよと。ただ、あるとき、先方の所有者の農家さんの方を含めて、農地を返してほしいとか、そういったことがあるのです。なかなか農地の集約化とか大規模化ができないといったこともありまして、そういう意味では、農業委員会とか農業会議所とかいろいろな組織があると思うのですけれども、そういうところに対して国から利用権、一方で所有権、そういったものの見直しなども、土地を集約化していくためには、ある意味、必要な時期ではないのかなと思っているのです。その辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○山口部会長　これは行政からお答えいただくしかないと思います。

○針原食料産業局長　この５年間で農業就業人口が75万減って、次の５年間で100万減るという、本当に代替わりの時代。今、おっしゃったように、そこで我々が何をするかが次世代の農業構造を語る上で非常に重要な時期になってくると思うのです。

今、農水省全体でやっているのは、集落で今までもやっていたのですが、とにかく話し合っていただいて、10年後にこの集落でだれが残るのか、大体わかるのです。では、その人にどうやって土地を集めればいいですか、ほかの土地はどうするのでしょうかということで、地域のマスタープランをつくっていただく。その中で耕作放棄地をどう解消するか、解消できないのならどのように利用していくのか、そこも描き出していく。要は個人名が

入った計画をつくって、そこに集めていただく。若い人が集まらないなら、あえて年150万円ずつお出ししましょうと。そういうことで若い人も農業に参入していただく。そういうことをやらないと、100万人単位で５年間代替わりをしていく、そういう時代の下で、新しい農業の姿を描き出せないのではないかということで、今、一斉に各集落に要請して、流動化のためのいろいろな施策を結び付けて、ここ２、３年が山だということで今、やっております。

その中で、後で御説明いたしますけれども、一部再生可能エネルギーのところに耕作放棄地を充てるなら、そのための障害を取り除くための立法も出しながら、まさに今、やらないとどうしようもない時期になっているという認識でやっております。

ですから、もしも利用権、所有権等々について、地域で具体的にお困りのことがあったら、我々は全部の地域に出張っていって、そういう問題に積極的に問題解決する覚悟でいますので、是非教えていただきたいと思います。

○山口部会長　ありがとうございました。

概ねひとあたり行ったかと思いますが、よろしいでしょうか。

非常に活発な御意見をありがとうございました。

事務局の方では、本日、各委員から頂戴をしたこのビジョンについての修正等をお願いいたします。

修正案につきましては、次回の議論を円滑に進めたいと思いますので、御意見をお出しいただいた委員の方には変更点について事前に御説明を事務局にお願いをしておきます。その上で、皆さんで確認をしようということで、３月27日、既に御予定いただいていると思いますが、皆様方に最終的な了承をいただく場を設けたいと思います。

こんな進め方でよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○山口部会長　ありがとうございます。

それでは、これでビジョンの議論は本日終了いたしまして、事務局から報告事項があります。

まずは、「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案」について報告をお願いいたします。

○川野ファンド企画室長　ファンド企画室長でございます。

資料の束の後ろの方にございます、資料７、色刷りの資料に基づきまして御説明したいと思います。

「株式会社農林漁業成長産業化支援機構法案」につきましては、２月７日に閣議決定いたしまして、国会に提出しているところでございます。予算関連の法案でございます。

この法案は、昨年10月に食と農林漁業の再生推進本部の決定の中に位置づけられておりまして、６次産業化による農林漁業の成長産業化を実現するための体制の整備という位置づけと御理解いただければと思います。

この法案のポイントにつきましては、上の方の四角の囲みの中にございますけれども、我が国農林漁業の成長発展を図るため、農林漁業者が行う新たな事業分野の開拓等の事業活動に対し資金供給その他の支援を行うことにより、当該事業活動を推進することを目的とする機構に関し、その設立、業務の範囲等を定めるというのがポイントでございます。

この法案の主な規定につきましては、真ん中にございますけれども、政府の出資などの規定がございます。政府が必要と認めるときには機構に出資等を行うことができるという規定がございます。

機構の主な業務についても定めがございまして、農林漁業者等による先進的な事業活動への出資とか貸付あるいは専門家の派遣や助言､そういった資金面での支援にプラスして、ハンズオンと言われていますけれども、専門家の派遣、助言による支援を一体的にやっていくという業務を位置づけているところでございます。

支援対象の決定に当たりましては、中立性等を確保する観点から、機構の中に農林漁業成長産業化委員会を設置することにしておりまして、併せてこの機構の存続期間、20年程度の時限組織と考えてございます。その規定を盛り込んでおります。農林水産大臣による監督の規定を設けまして、きちんと監督をしていくということでございます。これによって、農林漁業の成長産業化を促しまして、農山漁村の活性化が図られるという効果を期待しているところでございます。

もう１枚おめくりいただきまして、A3の横紙でございます。こちらに法案のねらいや主な支援のイメージを書かせていただいております。

ねらいといたしましては、６次産業化の市場規模は１兆円ございますけれども、10年後に10兆円規模に、食品関連産業の生産、100兆円規模ございますが、それを120兆円に、そういったことを目指し、１次、２次、３次を通ずるバリューチェーンを連結する取り組みを支援していこうということでございまして、その手法といたしまして、農林漁業者と２次、３次産業の方の合弁事業への出資のためのファンドを造成するということでございます。

ファンドの支援対象のイメージでございますが、左側、６次産業化のステップということで、６次産業化の経営発展の段階を少し整理いたしまして、まず、生産の確立、これは非常に重要でございます。そこは補助、制度融資等、従来の経営体の育成の強化の施策があるということでございますが、その後、６次産業化に踏み出す、移行していく企業的経営移行期と書いてございますが、そういった時期に当たりましては、ボランタリー・プランナーや６次産業化プランナーなどによる支援、あるいは加工・販売施設のハード事業の整備、そういった６次産業化支援施策によって支援をしていくということでございます。

もう一つステップが進みまして、６次産業化をもっと多角化して、本格的に確立していこうといった時期につきましては、そこでファンドが支援をしていくという整理にしているところでございます。

このファンドによる支援でございますが、１次産業と合弁を組む２次、３次産業の方々

のマッチングから始まりまして、合弁の事業体をつくっていくわけですけれども、それによって高収益の販路や成長力のある海外市場を開拓できる事業体を設立するということでございまして、実際に既に販路を持っているとかノウハウを持っている２次、３次の方々と１次が組んで、それでしっかりと販路を確保して成長していくといったことでございます。

具体的なイメージを幾つか右側、３に掲げさせていただいておりますけれども、例えば１番のアップルタルトの製造・販売・輸出に取り組む合弁事業でございます。農業者と菓子メーカーが合弁を組むイメージでございますが、従来、農業者が生食用、製菓用ということでリンゴを生産していた方、規格外品を回してアップルタルトをつくっておられる方がいたとして、その方と菓子メーカーが組んで、加工用に適した品種を生産段階からきちんと整えていき、食味・食感のよいアップルタルトをつくって差別化を図っていくといった取り組みがイメージとしてございます。

その具体的な合弁事業をどのように支援していくかというスキームでございますけれども、２枚めくっていただきますと、A4の横のスキーム図がございます。

今回の成長産業化ファンドは国と民間の共同出資によって株式会社農林漁業成長産業化支援機構を設立することになります。国から24年度の概算決定で200億円の出資と100億の貸付ということで、それに民間からの出資も一部仰ぎまして株式会社の機構をつくってまいるということでございます。

実際の出資に当たりましては、地域のいろいろな創意工夫を丁寧に拾っていくという観点から、地域ファンドあるいはテーマファンドといったことで、地域ごとあるいは輸出などのテーマのファンドを複数創生いたします。そこには、地元企業なり地元の金融機関からも資金の出資をいただきまして、併せて機構も出資をする。その元手を使いまして、６次化事業体、青いところでございますが、そこに出資をしていくものでございまして、この６次化事業体の構成としましては、農林漁業者と６次産業化パートナー、２次、３次の方でございますが、そういった方々の出資がありまして、その残りの部分につきまして、地域ファンド、テーマファンドの方から出資をして、それで合弁事業体を形成していくというスキームが基本的なスキームになっているところでございます。

これから国会で法案の審議がございますけれども、成立した暁には、10月をめどに設立をしていきたいと考えているところでございますので、それに向けまして、運用の詳細などを鋭意詰めてまいりたいと思っているところでございます。

説明は以上でございます。

○山口部会長　それでは、続けて、２件目であります「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」について報告をお願いします。

○信夫再生可能エネルギーグループ長　再生可能エネルギーグループ長の信夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

資料８に基づきまして御説明をさせていただきます。

２枚目、A3の大きな紙で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、背景、趣旨でございますけれども、昨年の３．11を契機といたしまして、我が国全体でエネルギー政策の見直しが進んでいるわけでございます。特に原子力発電につきましては、スローガン的に脱原発だとか、減原発と言われることがございますけれども、いずれにしても、どういう立場をとるにせよ、原子力発電からの依存からは脱却し、その一方で再生可能エネルギーを伸ばしていこうということについては、おおむね我が国のコンセンサスが得られているのではないかと考えております。

このことを農山漁村サイドから見た場合、農山漁村には御案内のとおり、たくさんの資源がございます。土地、水、風、熱、バイオマスといったものを利用して、再生可能エネルギーの生産に充てていくことは、農山漁村にとってみれば再エネ発電そのものが農山漁村活性化の手段になっていくということでございます。

ただその際、農山漁村、例えば森林と農地だけを併せても我が国の国土の８割近くを占めるわけでございますけれども、既に食料供給ですとか、国土保全といった重要な役割を担っております。こういったものが大きく毀損されるようでありますと、公益性が毀損されることになりますので、この両立を図っていかなければならない。そのためには、農林地などの適切な利用の調整を行いまして、地域の農林漁業の健全な発展と調和のとれた形で再生可能エネルギーの電気の発電を促進していかなければいけないという問題意識でございます。

もう少しブレークダウンをして、この農山漁村で再生可能エネルギーを進める意義について、まず、御説明させていただきたいと思います。

１．意義と書いておりますが、現状でございますけれども、年間の需要電力と言われる東京電力さんだとかそういったところの発電量が１兆kWhございます。このうち原子力ですとか、大規模火力といった集中電源以外の分散型電源と呼ばれます再生可能エネルギーは全体の10％程度を占めるわけですが、既に多くは開発されている大規模水力を除きますと、これから伸ばしていかなければいけないと言われている太陽光、風力等々は、現在のところ1.2％をシェアを占めるにすぎません。これを年間の電力売り上げに置き直しますと約16兆円でございます。単純な試算でございますけれども、16兆円に1.2％を掛けると1,900億円にしかならないという水準でございます。仮にそのシェアを10％伸ばしたらどうなるか。これもまた単純な計算で恐縮でございますけれども、16兆円掛ける10％で1.6兆円。その２倍になったら3.2兆円でございます。

下の参考をごらんいただきたいと思いますけれども、我が国の農林水産業の年間産出額は9.9兆円。米で1.8、一番下の漁業で1.5、林業については4,000億といった状況でございます。先ほど申し上げた1.6兆円という数字がすべて農山漁村に帰属するということは想定されません。例えば都市の屋根を使って再生可能エネルギーを太陽光パネルを置いて発電することもありましょう。しかしながら、このうちの多くの部分を資源の豊富な農山漁村に持っていければ、農山漁村活性化の大きな起爆剤になるという問題意識でございます。

しかしながら、２．課題でございます。現状でございますけれども、再生可能エネルギー発電設備を、７月に固定価格買取制度が始まりますので、一定の事業性が出てくると見込まれます。ただ、これが無計画にもし行われるとすれば、農地や森林など、既存の土地利用ですとか、洋上風力などもございますので、海域の利用に支障となるおそれがございます。また、実際問題、こういったものの土地利用を進めていく場合にさまざまな行政関係の法律がございますので、その手続が複雑であり、また多岐であるという御指摘もございます。こういった課題を克服しながら、地域の農林漁業とWIN-WINとなる形で再生可能エネルギーの導入を計画的に進めてまいりたいといった問題意識でございます。

例えば先ほども御指摘がございましたけれども、営農の再開が見込まれない耕作放棄地を優先的に再生可能エネルギーの導入に使っていくということであれば、これは食料供給とのバッティングは避けられるわけでございますが、こういったことを計画的に進めていくための制度をつくりたいと考えております。

３．方策でございます。全体の法律の流れを書かせていただいております。まず、国が農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する基本方針を定めることとしております。具体的に今でも地域ごとにいろいろな農業、例えば農業と再生可能エネルギーが両立している例がございます。水田の合間合間を縫って風力発電設備を置く。そうすると、そこが１つの独特の景観になり、そこにたくさんの観光客が来ることを想定して地域に地場の農産物を売る直売所を近くに建てる。そうすることによってそこの売り上げも伸び、地域とWIN-WINの形になる。こういった例を幾つか例示的にここで定めることとしてございます。

それを踏まえて、今度は具体的に地域の土地の利用関係に詳しい市町村で基本計画を定めていただきます。具体的にどの市町村の区域で再生可能エネルギーの導入を促進すべきかを定めていくとともに、先ほど申し上げました農林漁業と調和する取り組みも併せて定めていただいて、そういった要件を満たす再エネ事業者の方については申請を上げていただいて、設備整備計画の認定を行うといったスキームでございます。

なお、基本計画をつくる際に、ここで白抜きで「協議会」としておりますけれども、市町村が主宰をいたしまして協議会をつくって、ここに再エネ事業をやられたい方、農林漁業者の方に入っていただく。その多くは地権者であることも多かろうと思います。いろいろな専門家の方、更には例えば風力発電を建てるケースであれば関係住民の方の騒音の問題などもありますので、ここで皆さんでお話し合いをしていただく。そうすることによって地域全体で計画的に再生可能エネルギーの導入を進めていけるという発想でございます。

認定を受けた場合の法律効果が２点ございます。「設備整備計画」というところに吹き出しを付けてございますが、１つは、所有権移転等促進計画を定めることが可能ということでございます。先ほど営農再開が認められない耕作放棄地を利用していただければと申し上げましたが、真ん中の一番下の赤と緑の図をごらんいただきたいと思いますが、耕作放棄地は特にまとまって存在しているわけではなく、圃場の整備がまだ進んでいないとこ

ろに点在しているケースが多うございます。こういったところを有効に使おうと思えば、やはり一定の権利認定が必要なわけですけれども、地権者が多数に上る場合に非常に手間がかかってしまうわけでございます。

そこで、２枚おめくりいただきまして、「農山漁村再エネ法案における農林地所有権移転等促進事業について」という紙がございますが、真ん中の模式図をごらんいただきたいと思います。

左の方の点在している耕作放棄地を市町村が計画をつくって、権利を譲り受ける方、権利を譲り渡す地権者の方の名前、具体的な土地、賃借権を設定するのであれば、１坪当たりの賃借料をすべて計画に書いて、公告をする。公告をした時点で権利移動が発生する。これを民法の特例と呼んでいるわけでございますけれども、こうすることによって、右側のように一遍に、例えば左側に再エネで使える土地の権利が集まる。例えばこの図で申し上げますと、Ｆのような土地はまだ現況、耕作放棄地でございますけれども、ここに一定の事業を入れて、耕作放棄を解消することによってこの農地を一団の農地として効率的に使うことができる。これも１つの農業と再エネのWIN-WINの形になろうかと思いますけれども、こういったものを進めるための措置を１つ講じることにしてございます。

A3の紙に戻っていただきまして、もう一点、このほか、各種規制の許可等のワンストップサービスをこの法律の中で措置したいと思っております。

設備整備計画の認定を市町村から受けた方につきましては、土地関係に係るさまざまな法律の手続をこの認定でワンストップ、市町村段階で済ませてしまおうという法律効果でございます。７法13の許可または届出をこの認定で許可があったものとみなすということにしたいと考えております。

例えば農地と森林が隣り合っていて、そこに自然公園法の網がかかっているケースがございます。本来の許可権者は右にあります都道府県知事だったり大臣ですが、事業者の方がこれを都道府県に行ったときに１つの課ではなくて、農地法であれば耕地課、森林であれば森林課、自然公園であれば環境課といろいろなところに行かなければいけません。これを市町村の認定でそういった許可があったものとみなすということにすることとしております。これによって手続が相当簡素化されるのではないかと考えております。これによりまして、地域で農林漁業と再エネの両立を図って、両者が相まって農産漁村の活性化を図りたいと考えております。

なお、この法律につきましては、２月17日に閣議決定をし、国会に提出をさせていただいております。

以上でございます。

○山口部会長　事務局から２つの法案について御説明をいただきました。

通しで御質問、御意見等があればどうぞ。

○根本委員　再生可能エネルギーを農村でつくった場合、120兆円の中に入るのですか。

○信夫再生可能エネルギーグループ長　120兆円の中には入らないと思います。それとはま

た別枠で、食品産業以外に資源を使っていくということで、新たな付加価値になるかと思っております。

○山口部会長　ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○柴田委員　ファンドの件ですが、ファンドへの民間の出資者は、海外の出資者も可能になってくるのですか。例えば中国の企業が日本のファンドに出資してくるというケース。

○川野ファンド企画室長　詳細はまたこれからですけれども、考え方としましては、このファンドを支援するに当たりまして、支援基準を設けてまいりたいと思っています。その中で農山漁村の活性化に配慮したものでなければならないという旨の規定を入れていくことになると思いますので、そういったものを勘案しながら、そこはどう設計するのかということだと思っております。

○山口部会長　ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の予定した議案報告は終了であります。

長時間にわたりまして大変熱心な御議論をいただきましてありがとうございました。

事務局にお返しをいたします。

○國井企画課長　山口部会長、どうもありがとうございました。

それでは、私の方から最後に御説明申し上げます。

まず、今後の食料産業部会の日程でございますけれども、先ほど部会長からもお話がございましたとおり「食品産業の将来ビジョン（案）」につきまして、今月27日に委員の皆様から最終的に了承を得たいと考えております。また、その際にはビジョン以外につきましても、第９次中央卸売市場整備計画の変更などを皆様にお諮りすることとしておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。